



教育長	次長	係長	係	文書係

7教義第1084号
平成8年1月4日

48

十 和 村
各市町村（学校組合）教育長 様



高 知 県 教 育 長

永年勤続休暇について（通知）

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）第12条第8号の特別休暇として、平成8年4月1日から下記の内容により実施することになりましたので、管下教職員に対し周知いただくとともに、適切な運用をお願いします。

記

1 趣 旨

永年勤続者の心身のリフレッシュを図る。

2 内 容

(1) 対象者

53歳に達する職員（事務職員及び学校栄養職員にあっては50歳に達する職員）

(2) 期 間

- ① 53歳（事務職員及び学校栄養職員にあっては50歳）に達する年において連続する3日以内。ただし、週休日・休日を含む場合には、当該週休日・休日は日数に算定しない。
- ② 53歳（事務職員及び学校栄養職員にあっては50歳）に達する一暦年についてのみ取得できる。

3 平成7年12月31日までに53歳（事務職員及び学校栄養職員にあっては50歳）に達した職員の取扱い

平成10年までの一暦年の中で、連続する3日以内を取得できること。